ことよりモール 海外代理購入サービスについて

出店企業様向けご提案書





- 1. 「ことよりモール」とは
- 2.「ことよりモール海外代理購入サービス」
- 3. サービス利用申込の流れ
- 4. ご留意事項 / よくある質問
- 5. ご参考

1 . 「ことよりモール」とは

「ことよりモール」とは

- ・「ことよりモール」は、京都フィナンシャルグループで運営するオンラインショップです。
- ・「ことよりモール」は、"地元の発展に貢献したい"、"地元企業を応援したい"という想いから、 2022年11月に誕生しました。
- ・2024年2月末時点における「ことよりモール」の出店企業数、出品数は次のとおりです。出店企業数・・・約430社 出品数・・・約3,200商品
- ・これまでは国内向け販売のみでしたが、 **2024年4月より、海外向けに販路を拡大する 目的で、「ことよりモール 海外代理購入サービス」を開始**します。

NEW サービス



「ことよりモール」を通じて、"手間や負担なく" 貴社の商品を"海外"に販売できます!



貴社による海外への 発送手続き不要!

- ・海外への発送手続きは、すべて 運営会社が行います!
- ・貴社は、運営会社が指定する国内倉庫に発送するだけ!



初めての海外販売 でも<mark>安心のサポート!</mark>

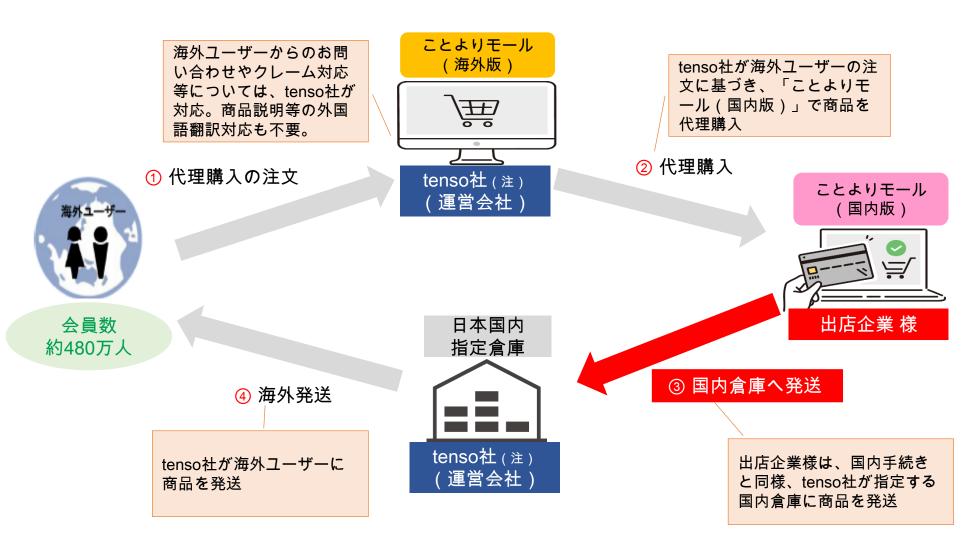
- ・海外ユーザー対応は、すべて 運営会社が行います!
- ・商品説明等の外国語翻訳 対応等も不要!



安心の手数料!

- ・月額サービス利用料や海外への 発送費用の負担なし!
- ・ご負担いただく費用は、売上高に対する販売手数料のみ!

「ことよりモール 海外代理購入サービス」とは、海外ユーザーが「ことよりモール (海外版)」を通じて商品を購入できるサービスです。



(注) tenso社は本サービスの運営会社で、東証プライム上場企業のBEENOS株式会社の100%子会社。

1

2

3

4

Ä

海外ユーザーが、 tenso社へ代理購入の 注文 Ä

<u>tenso社は、</u> 「ことよりモール(国内版)」 で代理購入



出店企業様は、 tenso社の国内倉庫へ 商品を発送



tenso社は、 海外ユーザーへ商品を 発送

- 1 海外ユーザーは、「ことよりモール(海外版)」を通じて、tenso社に対して商品の代理購入を注文します。
- tenso社は、「ことよりモール(国内版)」で海外ユーザーから注文があった商品を代理購入します。 国内EC取引における購入者はtenso社で、購入代金はtenso 社名義のクレジットカードで決済されます。
- 出店企業様は、tenso社が指定する国内倉庫(大阪、東京、埼玉、千葉のいずれか)に商品を発送します。 通常の国内EC取引と同様、商品の発送料は出店企業様側で設定いただけます。(海外ユーザー負担)
- 4 tenso社が、海外ユーザーに商品を発送します。 海外発送費用は、海外ユーザーが負担します。
 - ・出店企業様にとっては、購入者がtenso社となるだけで、通常の国内EC取引と同様です。
 - ・海外ユーザーからのお問い合わせやクレーム対応等については、すべてtenso社が対応しますので、

出店企業様による対応は基本的に発生しません。

■販売対象国

当初の販売対象国は、以下の10か国となります。

アメリカ、香港、台湾、イギリス、オーストラリア、 韓国、シンガポール、カナダ、ドイツ、中国

※ 10か国の会員数は約430万人

■海外向け販売不可商品 ※詳細は別紙ご参照

- ・配送方法が冷凍・冷蔵である食品
- ・賞味期限が90日未満の食品
- ・万国郵便条約に基づく禁制品
- ・外為法による規制対象貨物
- •航空危険物

■ 利用申込み条件

- ・「ことよりモール(国内版)」への出店
 - ※新規に出店される場合は、「海外代理購入サービス」との 同時申込みが可能です
- ・京都銀行に普通預金口座または当座預金口座の保有 ※新規口座開設でも可
- ・京銀インターネットEBサービス または 京銀ビジネスポータルの契約 ※新規契約でも可

■手数料

- ・販売手数料・・・売上代金の10%
- ・クレジットカード手数料・・・売上代金の3%
- ※初期登録費用や月額固定費用は不要です。

海外の売れ筋商品

【人気商品】

- ◆おもちゃ、キャラクターグッズ、フィギュア
- ◆飲料 日本酒、日本産のウィスキー、コーヒー、お茶
- ◆食料
 和菓子、わらび餅、出汁、インスタントラーメン
- ◆工芸品 日本の伝統工芸品(陶器、扇子等)
- ◆日用品・生活用品釣具、アクセサリー、カー用品

【人気商品のポイント】

- ・目を引くデザインパッケージ(商品内容がわかりやすい)
- ・海外では購入できないもの
- ・数量限定品・受注生産品(コレクション・こだわり)
- ・受賞歴のある商品

■実施予定のプロモーション

・メルマガ配信	tenso社の会員向けにクーポン付きメルマガ配信
·SNS広告	海外顧客向けに発信を行っている媒体でSNS広告
·SNS投稿	ことよりモールのSNS(インスタグラム、X)海外版アカウントに て投稿
・インバウンド向け広告	京都市観光協会が発刊する観光マップへの広告掲載等

. サービス利用申込みから海外向け販売までの流れ

「ことよりモール 海外代理購入サービス」 利用申込みから海外向け販売までの流れ

出店企業様は、以下の 1 3 5 について、お手続きをお願いいたします。

- ※詳細な手続き方法につきましては、ことよりモール管理画面の操作マニュアルをご参照ください。
- 出店企業様は、「京銀ビジネスポータルサイト」 または「京銀インターネット E B サービス」の「各種WEB申込」より、お申込みください

2 「ことよりモール事務局」が、お申込み内容に基づき、出店審査を行います



- 3 出店審査完了後、出店企業様は、ことよりモール管理画面「商品登録 画面」にて「海外販売」の出品申請を行います
- 4 「ことよりモール事務局」が、申請内容に基づき、商品審査を行います



5 商品審査完了後、出店企業様は、ことよりモール管理画面「商品登録 画面」にて「公開」をクリックすると、海外向け販売が開始されます 「ことよりモール(国内版)」に出店が未了の企業様は、「ことよりモール (国内版)」の出店お申込み後に、 お手続きください。 4 ご留意事項 / よくあるご質問

ご留意事項

✓輸出に関する責任ついて

tenso社が輸出者となるため、輸出に関する責任は一義的にtenso社が負いますが、出店企業様も輸出の関与者として責任を負うことがありますので、 出店企業様におかれましても、出品申請時には、海外販売不可商品に該当しないかの確認をお願いします。

✓輸入に関する責任について

海外ユーザーが輸入者となるため、海外ユーザーが輸入規制品を購入した場合、海外ユーザーの責任となります。 また、輸入国において関税が発生した場合、海外ユーザーが関税手続きを行い、税金を支払います。

ン製造物責任について

民法上、製造業者が製造物責任を負うことになっており、国内向け販売と同様、出品企業者様が製造物責任を負う可能性がございます。

✓商品の引渡債務の履行完了について

出店企業様が、tenso社の国内倉庫に商品等を着荷させたときに、海外ユーザー及びtenso社に対する引渡債務の履行を完了します。国内指定倉庫に着荷させた時点以後の商品等の保管、及び海外ユーザーへの発送に関する責任はtenso社が負います。

✓商品の乱丁や破損、品違い等がある場合について

商品に「乱丁、落丁、破損、汚損、品違い、数量違い等」がある場合、tenso社は、出店企業様に対し商品の交換を求めることができ、出店企業様はその交換に応じる義務を負います。ただし、出店企業様が交換義務を負う期間は、国内指定倉庫に商品等が到着した日を含め8日以内とし、当該期間を超えてtenso社から交換の求めがあった場合、交換に応じるか否かは出店企業様の任意となります。

よくあるご質問

✓海外ユーザーへの対応について

海外ユーザーからのお問い合わせやクレーム対応等については、すべてtenso社が対応しますので、出店企業様による対応は基本的に発生しません。 tenso社から依頼があった場合、出店企業様は、解決に必要な情報の提供等の協力を行っていただきます。

✓海外・国内送料の負担者について

国内倉庫までの送料および海外への発送費ともに、海外ユーザーの負担となります。

✓海外ユーザーの個人情報について

購入者はtenso社となりますので、出店企業様において、海外ユーザーの個人情報は取得できませんし、提供もされません。

※「ことよりモール」管理画面等では、購入者情報として「テンソ―バイイー」と表示されます。

海外向けに販売できないもの

配送方法が冷凍・冷蔵である食品、賞味期限が90日未満の食品、万国郵便条約に基づく禁制品、外為法等による規制対象貨物、航空危険物

万国郵便条約に基づく禁制品・・国際郵便として送れないもの

(禁制品例)

麻薬等、わいせつな又は不道徳な物品、偽造又は海賊版の物品、名あて国の禁止品、取扱上危害を及ぼすおそれのあるもの、信書類、爆発性又は発火性の物質及び放射性物質その他の危険物、生きた動物、貴重品 (硬貨、銀行券、白金、金、銀、宝石(加工したものを含む)等)

関係法令 「万国郵便条約第18条第2項1等

※詳細は、外務省のホームページをご参照ください。 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/B-H26-002.pdf

外国為替及び外国貿易法を含む国内外の法令に基づき、国内から海外に向けて輸出をすることが規制されている商品

(外為法による規制対象貨物例) ・・大量破壊兵器等の開発につながる恐れのあるもの

|武器、原子力、化学兵器 、生物兵器、ミサイル、先端素材、材料加工、エレクト□ニクス、電子計算機、通信技術センサ、航法装置、海洋関連、推進装置等

関連法令 「外国為替法(輸出貿易管理令別表1、外国為替令別表)、外国貿易法第48条第1項」等

※詳細は、経済産業省のホームページをご参照ください。 https://www.meti.go.jp/policy/anpo/guidance/guidance.pdf

輸出にあたって経済産業大臣の許可を受けなければならないものが記載されています。

航空危険物・・航空機の安全運航を脅かしたり、航空機・空港施設等に危険を及ぼす恐れのあるもの		
分類	禁制品例	
火薬類	花火、クラッカー、弾薬、点火装置、雷管・起爆剤、ヒューズ	
高圧ガス	スプレー缶、ライター用補充ガス、ダイビング用ボンベ、キャンプ用ガスコンロ、カセットコンロ用ガス、消火器、除塵スプレー、携帯用濃縮酸素、ヘリウムガス、フロンガス、ガスヒーター、サスペンション(車用	
	品)	
引火性液体	オイルライター、ジッポライター、ライター用燃料、アルコール、塗料(ラッカー)、シンナー、ニス・光沢剤、香水、マニキュア、エッセンシャルオイル、育毛・発毛剤、接着剤、膠(にかわ)、ゴムのり、セメン	
	ト、テンポドロップ	
可燃性物質類	マッチ、炭、灯油、石油ファンヒーター	
酸化性物質類	酸素発生器、漂白剤、過酸化剤、ヘアカラー	
毒物類	加熱式殺虫剤、農薬、クロロホルム	
放射性物質	ウラン、プルトニウム、セシウム、トリウム、放射性廃棄物	
腐食性物質	液体バッテリー、水銀	
その他の物質	第一類医薬品、磁石、エンジン、ドライアイス、冷媒、アスベスト、麻薬、向精神薬、わいせつな物品、消臭剤、富くじ、エアガン、武器の模造品(模造刀等)、家畜の餌、植物(種子・未加工の植物・	
	材木・土)、農業用品(種子・未加工の植物材木・土)、肥料、生もの、動物、ワシントン条約により制限されているもの、貴金属(金・銀・プラチナ)、金塊及び金製品、宝石類(加工製品や原石	
	問わず)、真珠、偽造・変造・模造通貨、郵便切手及び収入印紙、文書、国宝、重要な文化財及び美術品、コピーディスク、原産地誤認貨物、クレジットカード、金券・有価証券、コンサートチケット	
	等、航空券	

関係法令「航空法施行規則194条第1項」等

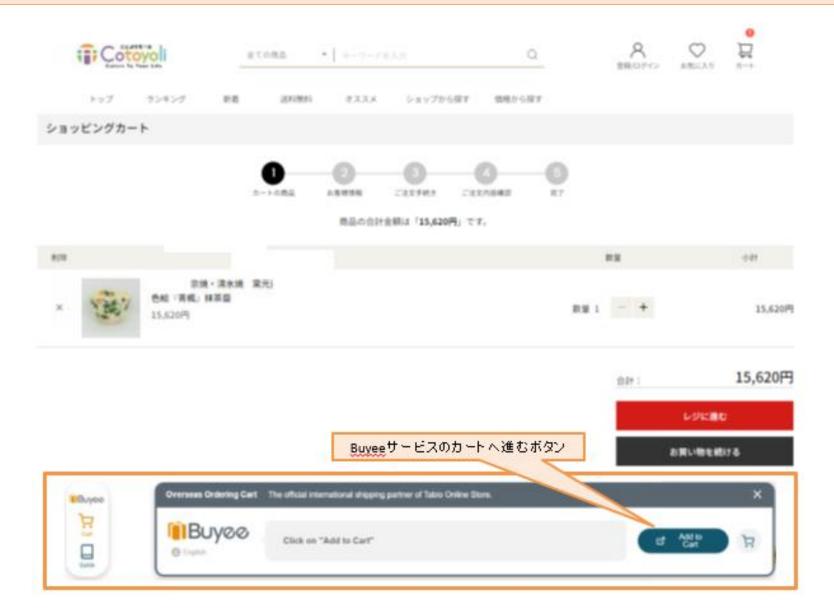
※詳細は、国土交通省のホームページをご参照ください。 https://www.mlit.go.jp/koku/15_bf_000053.html

5 <ご参考> . 海外ユーザー向け「ことよりモール」画面、Buyee画面

■海外ユーザー向け「ことよりモール」画面、Buyee画面

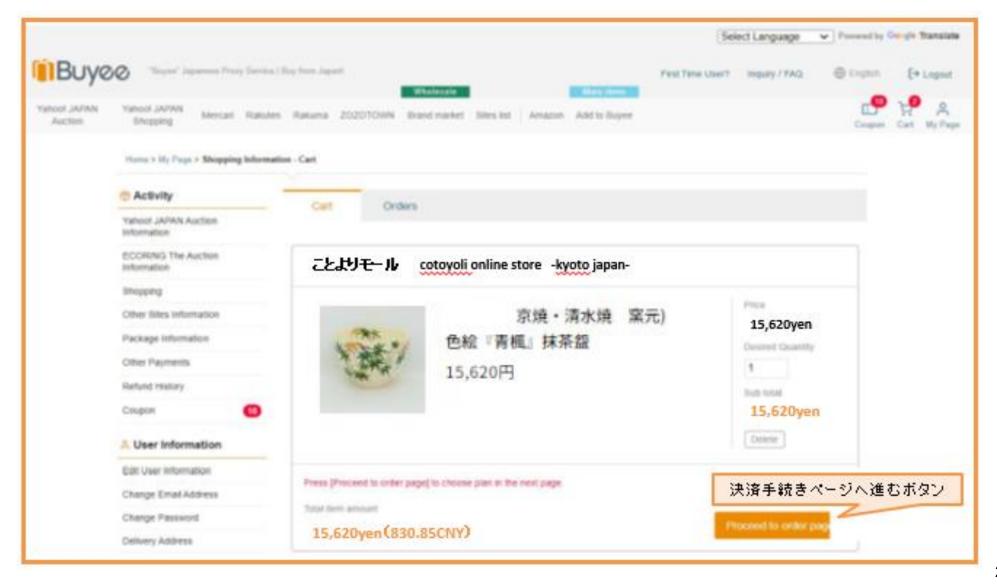


海外ユーザーが、「ことよりモール」のショッピングカートへ進むと、Buyeeのカートに進むためのボタン(Add to Cart)をクリックできるようになります。



海外ユーザーは、Buyeeの画面にて、注文内容を確認し決済手続きを行います。

以下は、すべてBuyeeの画面



本資料に関する注意事項/お問い合わせ先

本資料に関する注意事項

- 本資料の全部または一部を弊行の事前の許可なく転写・複写したり、第三者に伝達することはご遠慮いただきますようお願い致します。
- 弊行がご提供する海外代理購入サービス等のサービスをご利用いただく際は、別途定める「海外代理購入サービスご利用 規約」に同意いただく必要があります。 また、「海外代理購入サービスご利用規約」には本資料に記載のない取り決め事項やご留意事項、免責事項等の詳細が

含まれておりますので、必ず内容をご確認の上、お申込みや、お問い合わせいただきますようお願い致します。

お問い合わせ先

■本件に関するお問い合わせやご要望事項がございましたら、弊行お取引店の営業担当者またはイノベーション・デジタル戦略部「ことよりモール事務局」までお問い合わせください。

〈お問い合わせ先〉

京都銀行 イノベーション・デジタル戦略部

「ことよりモール事務局」

電話:075-361-2295

E-mail: ecmall-karasuma@kyotobank.co.jp



